梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

11月（霜月）NOVEMBER

3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	・
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

11月の税務と労務

国　税／10月分源泉所得税の納付　11月12日
国　税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月15日
国　税／所得税予定納税額第2期分の納付　11月30日
国　税／9月決算法人の確定申告（法人税･消費税等）11月30日
国　税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）11月30日
国　税／3月決算法人の中間申告　11月30日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）11月30日
地方税／個人事業税第2期分の納付　都道府県の条例で定める日

※税を考える週間　11月11日～11月17日

ワンポイント　消費税の転嫁カルテル

消費税率引上げに際して、価格への消費税額上乗せや、端数処理の方法を決定する等、共通の利益を求める特定事業者団体の共同行為のこと。カルテルを結ぶことは独占禁止法違反になりますが、中小卸売業者や下請業者が、適正に消費税を転嫁し納入できるよう、特例措置が検討されています。

消費税 5%→8%→10% 増税のポイント

消費税増税法案が本年八月十日に成立し、平成二十六年四月から八%に、さらにその翌年十月から一〇%になることが決定しました。そこで、ポイントを以下、整理してみます。

なお、当初提出の法案に盛り込まれていた所得税、相続贈与税関係の改正は、全て見送られています。

Ⅰ 消費税増税の内容

1 消費税率の引上げ

消費税率が現行の五%（消費税四%、地方消費税一%）から、①平成二十六年四月一日から八%（消費税六・三%、地方消費税一・七%）、②平成二十七年十月一日から一〇%（消費税七・八%、地方消費税二・二%）と段階的に引き上げられます。

なお、増税予定時期の約半年前に、経済情勢を見極めて最終的に実施を判断することとされています。

2 消費税増税に伴い検討される事項

① 消費税増税後の住宅購入者の一時の税負担増加に対する平準化・緩和対策

② 医療機関等の高額の医療設備投資などに係る税負担増加に対する対策

③ 低所得者層の負担率緩和のための給付付き税額控除制度

【図 1】 消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し

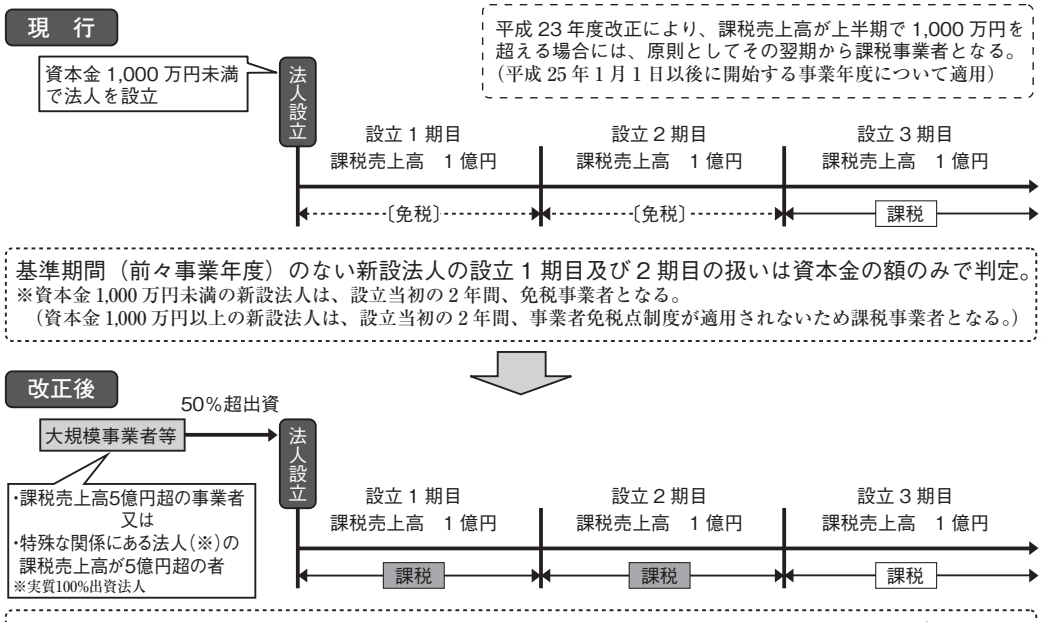

財務省資料より

や軽減税率の導入

④　簡易課税制度のみなし仕入率を実際の仕入率の水準に近づけるよう縮小

Ⅱ　付随した改正事項

1　一定の新設子会社の免税点制度の特例の適用除外

従来は、親会社等が新たに資本金一千万円未満の子会社等を設立した場合、その子会社等は、原則として二事業年度は課税事業者にならずに済んでいました。

改正後は、課税売上高が五億円を超える親会社等（大規模会社）が設立した子会社等（親会社が五〇％超を直接・間接に保有）は、この免税点制度の特例を受けられません（図1参照）。

【適用】　平成二十六年四月一日以後に設立される新設法人から。

2　中間申告不要事業者の中間申告制度の創設

前期の確定消費税額が六〇万円以下（地方消費税含む）の事業者は中間申告が不要とされていますが、税率引上げを踏まえて、自主的に中間申告による納税を希望する事業者については、届出をすれば中間申告（半期）により納税できる制度が設けられます。

【適用】　平成二十六年四月一日以後に開始する課税期間から。

3　建設請負工事契約などについての経過措置

建設請負工事契約や不動産などの賃貸借契約については、税率の改正日（平成二十六年四月一日又は二十七年十月一日）前に契約が締結されていても、完成引渡しや貸付が税率の改正日後に行われる場合は、原則として新税率（八％又は一〇％）が適用されます。ただし、契約締結が一定の期間内などに行われた場合には、旧税率（五％又は八％）を適用する経過措置が講じられます（図2参照）。

Ⅲ　消費税増税への対応

1　価格転嫁

一般的に、売上規模が小さいほど、消費税の転嫁ができない割合が高く、多くの中小企業にとって価格転嫁はなかなか難しいようです。そうなると、収益と資金繰りが悪化します。

自社の請求形態が本体価格と消費税額を別々に表記（外税方式）している方が価格転嫁しやすい等改善余地がないか検討してみましょう。

2　運転資金

一般的には、売上代金の入金は仕入代金より後になります。また、消費税の確定納付額も増加することから、運転資金の負担の増加が見込まれます。

売上アップ、コスト削減を図り、納税資金確保が必要です。

3　経理実務・価格表示

今回は短期間に二度の税率の引上げが行われ、レジのシステムや経理実務に混乱が予想されるので、早めに対応しましょう。

①　請求書発行やレジシステムの変更の準備

商品価格の表示変更とともに、レジの税率改訂の変更等が必要になりますので、対応を検討しておくべきでしょう。

②　財務会計等のシステム対応の確認

税率の改正日を跨ぐ事業年度では、複数の税率が混在します。財務会計等のシステムが対応できるか確認しておく必要があります。

【図2】　旧税率を適用する経過措置

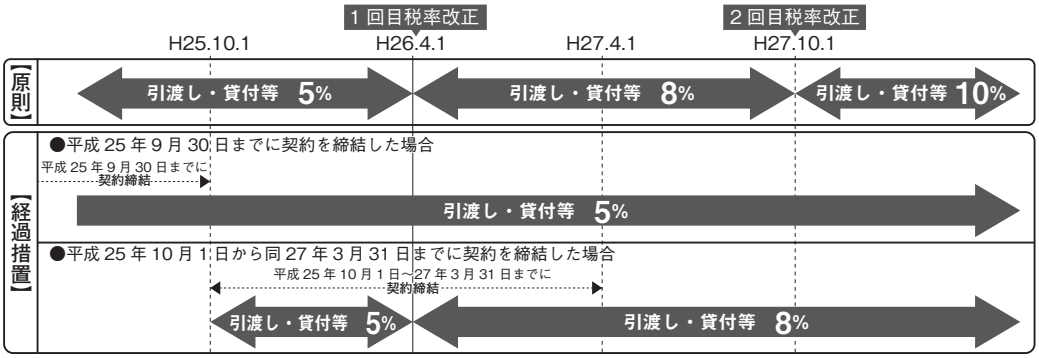

外貨建預貯金を払い出して外貨建MMFに投資した場合の為替差損益

所得税法で「外貨建取引」とは外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいい、居住者が外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引を行った時における外貨建為替の売買相場により換算した金額により各種所得の金額を計算するものとされています。

外貨建預貯金を払い出して外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンドの略。投資信託の一種）に投資した場合には、新たな経済的価値（その投資時点における評価額）を持った資産（公社債投資信託の受益権）が外部から流入したことになり、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが所得税法第36条の収入すべき金額として実現したものと考えられるため、外貨建MMFの投資金額の円換算額とその投資に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）を所得として認識する必要があります。

この場合、外貨建MMFを売却した場合の譲渡したことによる所得については非課税となりますが、その譲渡による所得の金額を計算する際に、その外貨建MMFへの投資時の為替レートによる円換算額をその取得に要した金額として所得を計算することになります。

なお、外貨建預貯金が満期となったような場合などで、同一の金融機関に、同一の外国通貨で、継続して預け入れる場合の預貯金の元本部分の預入については、外貨建取引に該当しないこととされており、為替差損益が認識されることはありません。また、他の金融機関へ預け入れる場合であっても、同一通貨で行われる限り、上記の預貯金の預入に類するものと解され、外貨建取引に該当せず、為替差損益を認識しないとすることが相当とされています。

評価損を計上した上場株式の時価が翌期に回復したとき

上場株式の事業年度末の時価がその時の帳簿価額のおおむね五〇％相当額を下回ることになり、かつ、合理的な判定基準に基づいて近い将来その価額の回復が見込まれないと判断されるときは、評価損の損金算入が認められます。

この株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものです。

したがって、例えば、評価損を損金算入した上場株式について、翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、そのような事後的な事情は、評価損を計上した時点の株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

国外財産調書の提出制度の創設

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を有する者がその保有する国外財産について申告する仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

その年の12月31日時点で、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合や正当な理由がなく期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。なお、情状によりその刑を免除することができることとされています。

最初の国外財産調書は、平成25年12月31日時点の国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出することとなります。